

第8 予 防 行 政 の 現 況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民 間 防 火 組 織
- 自 主 防 火 体 制
- 消 防 用 設 備 等
- 表 示 ・ 公 表 制 度
- 消 防 設 備 士 試 験
- 消 防 設 備 士 講 習

第 8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

無防備な 心に火災が かくれんぼ（平成 27 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として、確かな 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 28 年 5 月 1 日現在で、901 のクラブ、144,867 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 27 年度は、7 月 29 日から 7 月 31 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（統計資料第 6－8 表「平成 27 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び統計資料第 8－1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。）

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 26 年 4 月 1 日現在 25,839 名のクラブ員を擁した 337 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（統計資料第 6－8 表「平成 25 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び統計資料第 8－2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。）

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 ㎡以上又は非特定防火対象物で 500 ㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 28 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況(その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 81.0%、また、消防計画作成届出率は 73.5%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

平成 28 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、統計資料第 8－3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 28 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8－11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

平成 28 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの）の数は、統計資料第 8－4 表「防火対象物数の状況」及び第 8－6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

の他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成 19 年 1 月 20 日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成 20 年 10 月 1 日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300 ㎡以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成 20 年 10 月 1 日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成 18 年 1 月 8 日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者 7 名が死亡、3 名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 28 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で 54.1%ととなっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月（財）愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を（財）日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

(5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成 28 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第 8-9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等进行检查する等の立入検査を行っている。

平成 27 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成27年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第8-10表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和55年11月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く

一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した（一財）消防試験研究センターが実施しており、平成 27 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8－12 表「平成 27 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 27 年度までの実施状況は、統計資料第 8－13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実に行之、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から（一財）愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成 27 年度までに実施した講習の受講者は統計資料第 8－14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

28.5.1現在

区 分 団体名	計		区 分 団体名	計		区 分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県 計	901	144,867	知 多 中 部 広域事務組合	28	4,589	西 春 日 井 広域事務組合		
			半 田 市	13	2,248	清 須 市	-	-
名 古 屋 市	119	1,582	阿 久 比 町	4	465	北名古屋市	-	-
豊 橋 市	52	6,967	東 浦 町	7	978	豊 山 町	-	-
岡 崎 市	70	18,761	武 豊 町	4	898			
一 宮 市	42	7,389	海 部 東 部 消 防 組 合	6	599	設 楽 町	-	-
瀬 戸 市	30	5,878	あ ま 市	5	439	東 栄 町	-	-
春日井市	52	1,046	大 治 町	1	160	豊 根 村	-	-
豊 川 市	26	3,406	尾 三 消 防 組 合	34	8,388			
津 島 市	12	1,110	日 進 市	13	3,668			
豊 田 市	103	20,180	東 郷 町	9	1,979			
西 尾 市	36	8,076	み よ し 市	12	2,741			
蒲 郡 市	7	2,132	丹 羽 広 域 事 務 組 合	6	386			
犬 山 市	14	2,585	大 口 町	3	205			
常 滑 市	6	92	扶 桑 町	3	181			
江 南 市	10	1,934	海 部 南 部 消 防 組 合	4	166			
小 牧 市	25	8,811	弥 富 市	3	131			
稻 沢 市	26	842	飛 島 村	1	35			
新 城 市	1	365	知 多 南 部 消 防 組 合	12	646			
東 海 市	18	6,884	南 知 多 町	6	255			
大 府 市	8	1,099	美 浜 町	6	391			
知 多 市	15	4,148	衣 浦 東 部 広 域 連 合	71	18,451			
尾 張 旭 市	9	1,647	碧 南 市	12	2,911			
岩 倉 市	5	408	刈 谷 市	21	3,107			
豊 明 市	12	172	安 城 市	29	9,602			
田 原 市	24	2,876	知 立 市	7	1,321			
愛 西 市	6	620	高 浜 市	2	1,510			
長 久 手 市	1	1,246						
蟹 江 町	2	100						
幸 田 町	9	1,286						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

28.4.1現在

区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況	区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況
		組織数	人 員				組織数	人 員	
県 計		327	25,519	23	丹羽広域事務組合		41	17,336	
名古屋 市		13	860	△	大口 町		-	-	
豊橋 市		46	565	○	扶桑 町		41	17,336	
岡崎 市		31	547	○	海部南部消防組合		-	-	
一宮 市		10	390	○	飛島 村		-	-	
瀬戸 市		10	360	○	弥富 町		-	-	
春日井 市		-	-		知多南部消防組合		-	-	
豊川 市		1	43	○	南知多 町		-	-	
津島 市		1	21	○	美浜 町		-	-	
豊田 市		10	275	○	衣浦東部広域連合		49	1,730	
西尾 市		1	86	○	碧南市		7	1,307	○
蒲郡 市		1	33	○	刈谷 市		23	147	○
犬山 市		1	348	○	安城 市		19	276	○
常滑 市		1	25	○	知立 市		-	-	
江南 市		-	-		高浜 市		-	-	
小牧 市		61	827	○	西春日井広域事務組合		-	-	
稲沢 市		-	-		清須 市		-	-	
新城 市		1	34	○	北名古屋 市		-	-	
東海 市		-	-		豊山 町		-	-	
大府 市		-	-		設楽 町		-	-	
知多 市		7	154		東栄 町		3	79	
尾張旭 市		1	88	○	豊根 村		-	-	
岩倉 市		1	90						
豊明 市		31	1,235	○					
田原 市		1	16						
愛西 市		-	-						
長久手 市		1	115	○					
蟹江 町		-	-						
幸田 町		1	28						
知多中部広域事務組合		-	-						
半田 市		-	-						
阿久比 町		-	-						
東浦 町		-	-						
武豊 町		-	-						
海部東部消防組合		2	71						
あま 市		1	24	○					
大治 町		1	47	○					
尾三消防組合		1	163						
日進 市		-	-						
東郷 町		1	163	○					
みよし 市		-	-						

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8－3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

28.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理義務対象者数 (消防法第8条第1項)	防火管理者選任状況 選任届出数 (消防法第8条第2項)	選任率 %	消防計画作成状況 計画届出数 (消防規則第3条第1項)	作成率 %
1	イ	劇場・映画館	108	105	97.2	105	97.2
	ロ	公会堂・集会場	3,630	3,154	86.9	2,987	82.3
2	イ	キャバレー等	54	29	53.7	24	44.4
	ロ	遊技場	464	432	93.1	422	90.9
	ハ	風俗営業等	44	38	86.4	38	86.4
	ニ	カラオケボックス等	254	240	94.5	229	90.2
3	イ	待合・料理店	63	60	95.2	57	90.5
	ロ	飲食店	6,649	5,317	80.0	4,831	72.7
4		百貨店・店舗	6,904	5,464	79.1	5,161	74.8
5	イ	旅館・ホテル	997	922	92.5	905	90.8
	ロ	共同住宅	13,391	11,050	82.5	9,656	72.1
6	イ	(1) 病院・診療所	1,411	1,262	89.4	1,171	83.0
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	1,432	1,377	96.2	1,349	94.2
		(2) 救護施設	5	5	100.0	5	100.0
		(3) 乳児院	4	4	100.0	4	100.0
		(4) 障害児入所施設	10	10	100.0	10	100.0
		(5) 障害者支援施設	146	136	93.2	133	91.1
	ハ	(1) 老人デイサービス施設等	700	661	94.4	645	92.1
		(2) 更正施設	14	14	100.0	14	100.0
		(3) 助産施設、保育所等	1,348	1,317	97.7	1,313	97.4
		(4) 児童発達支援センター等	46	42	91.3	39	84.8
		(5) 身体障害者福祉センター等	302	282	93.4	275	91.1
	ニ	幼稚園等	495	493	99.6	470	94.9
7		学校	2,426	2,294	94.6	2,178	89.8
8		図書館	184	178	96.7	170	92.4
9	イ	蒸気・熱気浴場	30	26	86.7	26	86.7
	ロ	公衆浴場	79	76	96.2	68	86.1
10		停車場	21	16	76.2	16	76.2
11		神社・寺院	1,661	1,294	77.9	1,191	71.7
12	イ	工場・作業所	2,883	2,632	91.3	2,299	79.7
	ロ	映画スタジオ	4	3	75.0	3	75.0
13	イ	駐車場	17	15	88.2	12	70.6
	ロ	航空機格納庫	5	5	-	4	-
14		倉庫	567	472	83.2	414	73.0
15		事務所	5,012	4,145	82.7	3,785	75.5
16	イ	複合用途（特定）	13,727	9,381	68.3	8,164	59.5
	ロ	複合用途（非特定）	2,358	1,655	70.2	1,382	58.6
16の2		地下街	32	28	87.5	24	75.0
17		文化財	47	42	89.4	42	89.4
計			67,524	54,676	81.0	49,621	73.5

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

28.3.31現在

消防法第8条の2関係

28.3.31現在

区 分		項 目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況	
				統括防火管理者選任届出数	届出数 %
1	イ				
	ロ		3	3	100.0
2	イ		4	2	50.0
	ロ		1	1	100.0
	ハ		12	11	91.7
	ニ				
3	イ				
	ロ		115	73	63.5
4			34	24	70.6
5	イ		20	15	75.0
	ロ		81	44	54.3
6	イ		5	4	80.0
	ロ	(1)	8	8	100.0
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)			
	ハ	(1)	5	3	60.0
		(2)	1	1	100.0
		(3)	1	1	100.0
		(4)	1		
		(5)			
	ニ		3	3	100.0
7			2		
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11			1	1	100.0
12	イ				
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14			4	1	25.0
15			123	87	70.7
16	イ		4,598	3,468	75.4
	ロ		604	441	73.0
16の2			16	16	100.0
16の3			1	1	100.0
合計			5,643	4,208	74.6

第8—4表 防火対象物数の状況

28.3.31現在

[illegible]

第8—4表 防火対象物数の状況

28.3.31現在

[illegible]

第8-4表 防火対象物数の状況

28.3.31現在

区分 団体名	1		2		3		4		5		6					7		8		9		10	11	12		13		14		15		16		16 02 03	17	18	19		
	合計		イ	ロ	ハ	ニ	イ		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	二	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ								
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ							
町村計	13,911	8	280	4	33	13	1	342	621	306	4,025	205	91		10	83	1	120	3	42	25	275	28	1	5	7	258	2,662		59	23	1,832	1,372	822	347			7	
地上5階以上のもの	503				1					40	340	9	5			1						3							16	2	11	22	40	13					
地下を有するもの 及び地階のもの	130	2					3	3	42	18	1						2					2	1		1		1	7		1		39	4	2					
東郷町	1,091		4		3	2	34	86	5	456	26	16				5	1	10	1	6	2	33				5	206				31	101	51	7					
地上5階以上のもの	80								4	64	2	1										1										2	6						
地下を有するもの 及び地階のもの	1								1																														
豊山町	985	2	10	1			41	43	5	189	9	3				2		5			1	11	2			1	9	215		8	23	234	80	61	30				
地上5階以上のもの	40									1	21	1																	1	2		1	8	3	2				
地下を有するもの 及び地階のもの	2																											2											
大口町	1,003	24		1	1		23	31	1	253	11	5				8	1	1	3	17	2					10	260		10	172	88	46	35						
地上5階以上のもの	21									6	2	2										1						3			2	3	2						
地下を有するもの 及び地階のもの																																							
扶桑町	1,082	2	24		1			27	51		375	24	11			1	4	8		2	1	27	1		1	19	202		3	83	30	110	55						
地上5階以上のもの	11									6		1																2					2						
地下を有するもの 及び地階のもの																																							
大治町	892		11		1		9	33	1	426	7	3				10		7	1	2	4	14				9	130				136	50	17	20					
地上5階以上のもの	34									1	29					1												1					1	1					
地下を有するもの 及び地階のもの	2																																2						
蟹江町	1,270		22	1	3	2	1	51	58	5	544	23	5			3	15		3	4	22	2	1	2	1	17	218		4	71	67	88	36			1			
地上5階以上のもの	92				1					2	68	1																1			2	1	10	6					
地下を有するもの 及び地階のもの																																							
飛島村	1,211	1	11				10	26		15	1	2				4					3					13	366		7	444	246	31	30			1			
地上5階以上のもの	8									2																						5	1						
地下を有するもの 及び地階のもの	9						1	1																				1					6						
阿久比町	536	2	23	2	1		17	39		160	18	6			2	5	7			5	1	23	1		11	71		1	42	61	25	13							
地上5階以上のもの	31									30																							1						
地下を有するもの 及び地階のもの																																							
東浦町	1,039		21		5	1	14	44		357	15	12			4	9	9		8	2	31	2			16	204					106	119	37	18					
地上5階以上のもの	54									47																							2	4	1				
地下を有するもの 及び地階のもの																																							

第8-4表 防火対象物数の状況

28.3.31現在

区分 団体名	1		2		3		4		5		6					7					8		9		10		11		12		13		14		15		16		16 02 03		17		18		19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	ハ					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)

第8-5表 中高層建築物数の状況

28.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	84,741	37,957	18,437	9,777	4,652	3,853	2,993	1,729	1,696	1,184	573	460
名古屋市	37,535	11,476	8,115	5,148	2,957	2,681	1,988	1,322	1,293	824	417	333
豊橋市	3,460	2,014	679	385	136	91	59	21	28	14	5	8
岡崎市	3,796	2,045	883	383	131	89	85	41	38	35	11	9
一宮市	3,491	1,908	757	323	139	90	107	39	51	31	15	15
瀬戸市	1,070	649	151	128	38	22	24	13	9	15	5	4
半田市	1,016	564	216	64	57	30	35	14	11	9	1	6
春日井市	3,446	1,746	733	516	137	86	91	26	27	41	16	13
豊川市	1,168	704	266	95	40	21	18	8	4	3	4	2
津島市	489	276	115	38	18	14	5	3	3	3	4	
碧南市	622	412	121	57	11	8	4	4	1	2		2
刈谷市	1,814	941	470	154	69	56	35	22	9	12	13	7
豊田市	3,940	1,980	941	435	173	126	96	32	41	31	15	15
安城市	1,899	933	459	185	66	64	58	25	25	18	11	3
西尾市	917	613	184	65	25	11	5	3	2	3		1
蒲郡市	876	594	158	47	24	17	14	7	5	3	5	1
犬山市	680	381	150	73	39	9	12	3	8	3		
常滑市	428	267	75	31	14	10	12	9	1	2	1	2
江南市	811	435	158	154	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,587	836	395	133	56	44	35	22	18	21	10	2
稲沢市	1,087	579	259	100	35	26	33	8	13	12	7	3
新城市	200	138	46	8	6	1	1					
東海市	1,304	691	350	106	47	37	22	14	9	7	3	4
大府市	961	567	233	59	21	29	16	6	4	6	1	4
知多市	641	370	125	99	20	9	6	2	4	5		
知立市	875	462	187	140	21	18	19	4	8	2	4	1
尾張旭市	765	439	152	47	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	365	219	93	31	8	6	1	1	1	1		1
岩倉市	634	328	131	101	18	16	10	10	6	3	2	2
豊明市	755	424	145	102	20	23	11	8	4	3	3	2
日進市	797	445	129	67	38	33	32	9	15	4	4	4
田原市	284	186	61	19	11	3	2	1		1		
愛西市	178	120	36	11	2	3	1		2	1		1
清須市	944	571	251	53	24	15	12	3	5	4	2	1
北名古屋市	894	585	173	63	24	11	13	6	5	6	2	1
弥富市	327	209	56	16	20	7	8	2	5	3		
みよし市	456	260	98	38	16	10	17	3		9	2	1
あま市	649	401	141	36	23	16	13	4	5	8		
長久手市	693	400	150	37	32	25	9	7	5	7	1	6
東郷町	251	141	30	45	5	4	17	1	2	3	1	
豊山町	216	127	49	20	3	6	4	2		4		
大口町	219	132	66	13	5	3						
扶桑町	182	130	41	4	3	2		1		1		
大治町	302	200	68	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	373	208	73	27	19	10	12	2	10	2	1	
飛島村	101	74	19	6	2							
阿久比町	109	55	23	25	1	1		1	1	1	1	
東浦町	211	122	35	21	10	7	7	1	1	4	1	
南知多町	256	160	47	15	9	5	7	1	6	1		1
美浜町	122	92	20	5	2	2		1				
武豊町	265	158	59	24	14	5	2	2	1			
幸田町	256	173	59	10	3	3	2	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

28.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
県計	756	542	17	8	18	13	15	8	7	6	6	6	28
名古屋市	517	368	12	5	15	9	6	5	6	5	4	5	24
豊橋市	12	3	1		2			1					1
岡崎市	22	19	1				3						1
一宮市	7	6			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	6		1									
春日井市	7	7											
豊川市	2	1											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	14	10	1							1			
豊田市	21	29				2	2	1					
安城市	29	17		1		1	1		1		1	1	
西尾市	1	3					1						
蒲郡市						1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	11	4											
小牧市	10	3	1										1
稲沢市	6	6											
新城市													
東海市	9	4	1										
大府市	7	8											
知多市		1											
知立市	5	4											
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	2		1									
豊明市	4	6											
日進市	9	6					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	3												
北名古屋市	5												
弥富市	1												
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	4	10											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	2											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	2												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1												
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

28.3.31現在

防火 対象 物の 区分		防火対象物数								立入 検査	消防用設備又は特殊 消防用設備等設置検査			
		総数	地上5階 未満 (地下のみ を除く)	地上 5階 以上	小計	うち 地下 1階	うち 地下 2階	うち 地下 3階 以上	地下 のみ		検査を 要する 対象物	検査 届出 対象物 平成27 年度中	検査済 平成27 年度中	
1	イ	152	146	6	152	20	1			82	139	17	15	
	ロ	3,693	3,648	43	3,691	94	5	1	2	922	1,873	115	96	
2	イ	87	86	1	87	4				30	18	2	1	
	ロ	590	546	36	582	22	4		8	204	484	18	16	
	ハ	63	41	22	63	12	1			41	44	2	2	
	ニ	264	241	23	264	16	1			109	232	14	14	
3	イ	90	88	2	90	12				26	63	1	1	
	ロ	5,938	5,786	127	5,913	136	4		25	2,066	1,954	157	134	
4		10,201	10,051	123	10,174	164	10	3	27	3,714	5,325	421	366	
5	イ	1,377	909	468	1,377	192	24	3		797	1,129	78	67	
	ロ	75,814	58,378	17,435	75,813	1,956	117	8	1	9,831	39,353	1,288	1,014	
6	イ	(1)	3,556	3,258	288	3,546	212	16		10	1,161	2,222	242	207
		(1)	1,633	1,476	157	1,633	69	1	1		1,059	1,611	267	237
	ロ	(2)	7	7		7					2	18		
		(3)	11	11		11	1				2	15	3	3
		(4)	16	16		16					6	13	2	2
		(5)	236	229	7	236	12				131	234	54	46
		ハ	(1)	1,140	1,107	33	1,140	21				519	845	83
	(2)		7	7		7					13	34	1	1
	(3)		1,655	1,654	1	1,655	31				644	1,289	129	105
	(4)		138	138		138	1				364	138	12	12
	(5)		727	719	8	727	15	1			321	397	79	67
	ニ		805	784		784	47			21	254	746	54	45
7		7,504	6,973	531	7,504	421	30	5		1,092	5,703	576	442	
8		318	312	5	317	44	9		1	53	218	24	13	
9	イ	40	40		40	5				17	33			
	ロ	129	129		129	6				26	35	1	2	
10		245	230		230	13	62	22	15	55	168	36	32	
11		3,611	3,590	20	3,610	180	8	3	1	460	855	24	16	
12	イ	37,872	37,525	342	37,867	220	8	2	5	5,419	18,897	1,123	782	
	ロ	14	12	2	14	4	2			7	14	3	3	
13	イ	2,500	2,391	76	2,467	77	18	4	33	238	1,463	62	52	
	ロ	88	87	1	88					1	11	2	2	
14		21,136	20,893	241	21,134	484	6		2	2,706	9,073	337	241	
15		22,928	20,833	2,083	22,916	1,558	230	78	12	3,626	8,278	805	626	
16	イ	21,138	17,006	4,131	21,137	1,560	202	79	1	9,196	15,075	1,202	1,027	
	ロ	10,618	8,483	2,133	10,616	437	30	6	2	2,062	3,793	183	139	
16の2		9							9	55	8	1		
16の3		1							1		1			
17		227	225	2	227	4	1			52	31	2	2	
18		26	26		26					4	18	1	1	
19														
20														
合計		236,604	208,081	28,347	236,428	8,050	791	215	176	47,367	121,850	7,421	5,908	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備					
	対象 物数	設置	うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用	経過 措置	違反	対象 物数	設置	うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用	違反
1	イ	152	149		2		1	8	8				
	ロ	1,871	1,714	16	152		5	20	20				
2	イ	30	28	5	1		1						
	ロ	515	507	7	3		5						
	ハ	57	55	3	1		1						
	ニ	259	252	8	3		4						
3	イ	70	66	4	1		3						
	ロ	2,144	1,988	75	67		89	2	2				
4		5,551	5,345	142	71		135	36	34		2		
5	イ	1,196	1,145	57	37		14	22	22				
	ロ	37,625	25,156	147	12,263	171	35	8	7		1		
6	イ	2,224	2,157	34	52		15	70	68		2		
	ロ	(1)	1,638	1,629	9		9	7	7				
		(2)	7	7				1	1				
		(3)	11	11									
		(4)	14	14				1	1				
		(5)	258	255	3		3	1	1				
	ハ	(1)	716	712	8	1	3	2	2				
		(2)	8	7	1		1						
		(3)	1,448	1,443	19		5	1	1				
		(4)	62	61	2		1						
		(5)	479	466	2	9	4	2	2				
	ニ	732	731	7	1								
7		6,284	6,251	43	21	8	4	6	6				
8		216	215	1			1	2	2				
9	イ	34	34	3									
	ロ	23	23										
10		199	197			2		2	2				
11		432	401	9	3	15	13	1	1				
12	イ	19,221	16,700	642	461	1,020	1,040	3	3				
	ロ	12	12										
13	イ	1,286	1,151	6	124	2	9						
	ロ	32	28		3	1							
14		8,818	8,016	218	348	216	238	1	1				
15		8,177	7,855	70	229	53	40	27	27				
16	イ	12,641	9,793	322	2,328		520	171	170		1		
	ロ	2,901	2,653	89	179	10	59	2	2				
16の2		9	9					5	5				
16の3		1	1					1	1				
17		229	181	4	25		23						
18													
19													
20													
合計		117,582	97,418	1,956	16,385	1,498	2,281	402	396		6		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		スプリンクラー設備								屋内消火栓設備						
		対象 物数	設置	特例		経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例		違反			
				うち 一部 違反	32条 適用						17条の 2の5等 適用	うち 一部 違反		32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	43	40	0	3	0	0	0	2	80	77	0	2	0	1	
	ロ	61	54	0	2	0	0	5	2	339	325	2	6	0	8	
2	イ	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	0	0	0	2	
	ロ	59	55	1	2	0	0	2	4	122	117	2	0	0	5	
	ハ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
	ニ	2	2	0	0	0	0	0	0	9	4	0	0	0	5	
3	イ	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	2	1	0	0	
	ロ	5	4	0	0	0	0	1	0	98	49	2	5	0	44	
4		512	500	8	2	0	0	10	9	719	564	6	14	0	141	
5	イ	81	80	1	0	0	0	1	7	427	404	7	3	0	20	
	ロ	1,635	292	3	1,338	0	0	5	1	8,790	1,575	9	7,164	22	29	
6	イ	348	341	3	7	0	0	0	8	321	308	3	7	0	6	
	ロ	(1)	1,530	1,507	8	6	0	0	17	16	75	70	0	5	0	0
		(2)	6	6	0	0	0	0	0	4	3	3	0	0	0	0
		(3)	8	8	0	0	0	0	0	0	45	45	0	0	0	0
		(4)	12	12	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
		(5)	176	176	2	0	0	0	0	1	9	9	0	0	0	0
	ハ	(1)	42	42	1	0	0	0	0	0	56	54	0	1	0	1
		(2)	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
		(3)	6	6	1	0	0	0	0	0	100	81	0	10	0	9
		(4)	1	0	0	1	0	0	0	0	54	52	0	2	0	0
		(5)	6	6	0	0	0	0	0	0	31	28	0	2	0	1
	ニ	10	10	0	0	0	0	0	0	87	80	0	6	0	1	
7		29	29	0	0	0	0	0	0	4,256	4,224	17	23	5	4	
8		2	2	0	0	0	0	0	0	98	90	0	6	1	1	
9	イ	2	1	0	0	0	0	1	0	12	11	1	0	0	1	
	ロ	0	0	0	0	0	0	0	0	23	20	0	2	0	1	
10		86	86	0	0	0	0	0	0	132	126	0	6	0	0	
11		2	2	0	0	0	0	0	0	159	109	1	17	16	17	
12	イ	47	45	0	2	0	0	0	1	7,062	5,345	113	257	508	952	
	ロ	2	2	0	0	0	0	0	0	39	32	0	0	0	7	
13	イ	8	8	0	0	0	0	0	0	14	13	0	1	0	0	
	ロ	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	
14		69	62	0	7	0	0	0	5	2,781	2,270	45	210	74	227	
	ラック	33	29	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
15		147	146	0	1	0	0	0	0	2,818	2,546	12	214	15	43	
16	イ	1,032	1,007	23	20	0	0	5	17	1,274	1,095	20	108	0	71	
	ロ	46	35	0	11	0	0	0	2	588	486	15	57	2	43	
16の2		8	8	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	
16の3		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17		0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	1	0	0	0	
18		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		6,026	4,577	51	1,402	0	0	47	79	30,663	20,251	258	8,129	643	1,640	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		漏電火災警報器					水噴霧消火設備等					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反
					32条 適用					32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	2	2				20	20				
	ロ	20	20				58	58				
2	イ	1	1				1	1				
	ロ	9	9				86	86	1			
	ハ	2	2				1	1				
	ニ						5	5				
3	イ	11	11				2	2				
	ロ	187	184		1	2	16	16				
4		25	24			1	494	491	2	3		
5	イ	58	58	1			150	146		1		3
	ロ	661	633			28	1,891	1,878	1	11		2
6	イ	49	48			1	142	141		1		
	ロ	(1)	17	17			51	51				
		(2)										
		(3)										
		(4)										
		(5)	2	2								
	ハ	(1)	6	6			6	6				
		(2)										
		(3)	31	31								
		(4)	4	4								
		(5)	6	6								
	ニ	13	13				1	1				
7		20	20				115	114		1		
8		3	3				25	25				
9	イ	8	8				5	5	1			
	ロ	49	49				4	4				
10							14	12		2		
11		52	49		3		26	25				1
12	イ	109	106			3	1,133	1,080	5	25	7	21
	ロ	3	3				9	9				
13	イ						1,877	1,859	3	12	2	4
	ロ						23	19			4	
14		14	14				111	110	2			1
15		48	48				1,349	1,316	2	29	2	2
16	イ	126	126	2			981	973	16	7		1
	ロ	28	27			1	316	313	3			3
16の2							6	6				
16の3												
17		5	5				2	2				
18												
19												
20												
合計		1,569	1,529	3	4	36	8,935	8,790	36	92	15	38

第8―7表 消防用設備等設置状況(その4)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		非常警報設備					屋外消火栓設備					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用	違反
1	イ	126	107		19		7	7				
	ロ	2,674	2,240	12	417	17	5	5				
2	イ	50	32		13	5						
	ロ	349	348			1	2	2				
	ハ	4	4									
	ニ	58	58	2								
3	イ	8	8									
	ロ	3,737	3,648	28	6	83	1	1				
4		3,121	3,048	25	22	51	38	34	1			4
5	イ	301	299	6		2	3	3				
	ロ	8,982	6,169	15	2,753	60	28	17		10		1
6	イ	968	954		6	8	16	14		2		
	ロ	(1)	202	202			1	1				
		(2)	2	2								
		(3)	16	16								
		(4)	2	2								
		(5)	19	19								
	ハ	(1)	191	190		1						
		(2)	2	2								
		(3)	203	198	1	3	2	1	1			
		(4)	7	7								
		(5)	74	72	1	1	1					
	ニ	241	239		2		1	1				
7		3,132	3,116	7	7	9	59	50		9		
8		133	132			1	5	5				
9	イ	27	27	1								
	ロ	51	37		12	2	1	1				
10		47	47				2	2				
11		1,270	1,127	11	85	58	40	39		1		
12	イ	549	519	2	3	27	2,050	1,938	28	20	19	73
	ロ	2	2									
13	イ	41	40			1	8	8				
	ロ	1	1									
14		165	160			5	912	874	7	12	4	22
15		2,874	2,784	13	48	42	252	230		17		5
16	イ	4,621	4,431	48	49	141	29	26		3		
	ロ	1,040	958	3	25	57	63	61				2
16の2		18	18									
16の3												
17		19	19				7	7				
18												
19												
20												
合計		35,327	31,282	175	3,471	574	3,531	3,327	36	74	23	107

第8－7表 消防用設備等設置状況(その5)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		誘導灯					非常コンセント設備					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用	違反
1	イ	159	138	1	20	1	1	1				
	ロ	3,379	3,073	22	281	25	1	1				
2	イ	73	70	6		3						
	ロ	580	575	6	2	3	1	1				
	ハ	73	73	6								
	ニ	265	264	7		1	2	2				
3	イ	78	75	1	3		6	6				
	ロ	6,879	6,767	126	56	56						
4		9,829	9,667	133	55	107	5	5				
5	イ	1,305	1,297	34	7	1	58	58				
	ロ	5,860	4,268	12	1,580	12	3,175	3,174	1	1		
6	イ	3,524	3,508	35	7	9	17	17				
	ロ	(1) 1,653	1,642	2	7	4	5	5				
		(2) 7	7									
		(3) 11	11									
		(4) 14	14									
		(5) 267	260	3	4	3						
	ハ	(1) 1,184	1,146	1	22	16	2	2				
		(2) 11	11									
		(3) 1,485	1,460	3	21	4						
		(4) 131	122		5	4						
		(5) 731	689	2	30	12						
	ニ	754	745	6	8	1						
7		1,532	1,502	43	22	8	21	21				
8		157	157	1			1	1				
9	イ	44	44	3								
	ロ	62	61		1							
10		146	143		3		9	9				
11		363	340	5	17	6						
12	イ	4,527	4,002	68	150	375	3	3				
	ロ	10	10									
13	イ	567	545	2	20	2	2	2				
	ロ	30	30									
14		3,180	2,744	37	248	188						
15		7,028	6,673	25	278	77	102	102				
16	イ	15,609	15,305	293	133	171	208	208	1			
	ロ	2,081	1,996	45	45	40	75	75				
16の2		11	9			2	6	5		1		
16の3		1	1									
17		7	6		1		1	1				
18												
19												
20												
合計		73,607	69,450	928	3,026	1,131	3,701	3,699	2	2		

第8―7表 消防用設備等設置状況(その6)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		避難器具						排煙設備					
		対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	26	23		3			9	9				
	ロ	580	530	1	46		4	15	14		1		
2	イ	17	15	1			2	1	1				
	ロ	150	146		1		3	77	76	1			1
	ハ	43	43	2									
	ニ	123	123										
3	イ	33	32	1			1						
	ロ	1,276	1,202	38	7		67						
4		349	328	12	3		18	267	245	1	18		4
5	イ	424	407	15	8		9						
	ロ	21,914	21,431	93	458		25						
6	イ	648	641	1	7								
	ロ	(1) 414	408	2	5		1						
		(2) 2	2										
		(3) 4	4										
		(4) 3	3										
		(5) 32	32										
	ハ	(1) 168	166		2								
		(2) 2	2	1									
		(3) 434	398		31		5						
		(4) 14	14										
		(5) 113	111		1		1						
	ニ	316	301	3	11		4						
7		2,780	2,765	15	7		8						
8		29	28				1						
9	イ	5	5	1									
	ロ	6	6										
10		1	1					71	65		6		
11		143	141		1		1						
12	イ	418	408	2			10						
	ロ	5	5										
13	イ	2	2					30	26		3		1
	ロ	2	2										
14		164	162				2						
15		2,239	2,218	9	3		18						
16	イ	4,497	4,382	63	36		79	224	215	1	7		2
	ロ	1,455	1,426	19	8		21	14	13		1		
16の2								6	5		1		
16の3													
17		1			1								
18													
19													
20													
合計		38,832	37,913	279	639		280	714	669	3	37		8

第8－7表 消防用設備等設置状況(その7)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		連結散水設備						連結送水管					
		対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	1			1			7	7				
	ロ	4	3		1			22	22				
2	イ												
	ロ							29	29				
	ハ							4	4				
	ニ							11	11				
3	イ												
	ロ	1	1					45	45				
4		10	4		6			62	62				
5	イ	6	3		3			394	394	1			
	ロ	127	56		71			10,030	10,027	60	3		
6	イ	6	3		3			186	186	1			
	ロ	(1)						61	61				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						16	16				
		(2)											
		(3)	2	2				2	2				
		(4)	1		1								
		(5)	1	1									
	ニ	21	21					11	11				
7		32	14		17	1		299	299	1			
8		12	11		1			4	4				
9	イ												
	ロ												
10		27	6		18		3	15	15				
11		5	2		3			9	9				
12	イ	17	16		1			145	139		4	1	1
	ロ	1	1					3	3				
13	イ	3	2		1			104	104				
	ロ							8	8				
14		7	3		4			103	102				1
15		196	136		56	2	2	1,128	1,123	8	4		1
16	イ	33	29		3		1	1,471	1,468	37	2		1
	ロ	26	11		14		1	743	742	21			1
16の2		5			5			6	5		1		
16の3													
17													
18								12	10		2		
19													
20													
合計		544	325		209	3	7	14,930	14,908	129	16	1	5

第8－7表 消防用設備等設置状況(その8)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		動力消防ポンプ設備						消防用水					
		対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用					32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	2	2					8	8				
	ロ							3	3				
2	イ												
	ロ	2	2					5	5				
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	1					1						
4		5	5					75	75				
5	イ	4	3				1	4	4				
	ロ	60	5		55			106	105		1		
6	イ							57	56		1		
	ロ	(1)						6	6				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)						1	1				
	ニ							1	1				
7		8	8					64	52		12		
8								1	1				
9	イ												
	ロ												
10								1	1				
11		3	2		1			4	4				
12	イ	911	908	7			3	938	922	12	6	4	6
	ロ	1					1						
13	イ	2	2					37	37				
	ロ							1	1				
14		188	184	2		1	3	185	181		3	1	
15		173	171				2	236	227		8		1
16	イ	6	4		2			112	112				
	ロ	15	14				1	34	34				
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,385	1,314	9	58	1	12	1,880	1,837	12	31	5	7

第8－7表 消防用設備等設置状況(その9)

28.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源						
	設置済				既存 不適合	違反	
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのう ちいずれかの 設置義務の あるもの	B、C、Dのうち いずれかの 設置義務の あるもの
1	イ	3	81	4			
	ロ	27	287	30	1	2	4
2	イ	1	1			1	1
	ロ	11	148	7		1	5
	ハ	1				1	
	ニ	6	4	1		2	
3	イ	6	5				
	ロ	58	41	12		22	3
4		118	863	41		59	30
5	イ	39	376	42		7	10
	ロ	3,272	205	123	1	14	11
6	イ	46	443	46		3	5
	ロ	(1)	103	677	21		8
		(2)		3			
		(3)	1	5			
		(4)		6			
		(5)	18	47		1	1
	ハ	(1)	27	65	5	3	
		(2)		2			
		(3)	28	29	4	2	4
		(4)		3			
		(5)	2	24	1	1	1
	ニ	45	57	4			1
7		3,062	209	29	1	38	11
8		48	29	7			
9	イ	1	9				
	ロ	8	1				
10		88	10	4			
11		57	17	2	1	11	1
12	イ	4,450	394	124	262	622	39
	ロ	2	4	1	1	2	
13	イ	208	92	216	4	3	3
	ロ	7	8	7			
14		1,941	115	12	83	184	6
15		1,622	759	426	22	42	2
16	イ	514	1,294	221		32	23
	ロ	471	73	52		32	3
16の2		732	6	3			
16の3							
17		5	3	1			
18							
19							
20							
合計		17,028	6,395	1,446	3	425	165

第8－8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

28.3.31現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物						報告済防火対象物						点検指定対象物					
	総数	1,000㎡ 未満	特定 一階 段等	1,000㎡ 以上	特定 一階 段等		総数	1,000㎡ 未満	特定 一階 段等	1,000㎡ 以上	特定 一階 段等		要点検対象物			報告済対象物		
													1,000㎡ 以上	特定 一階 段等	1,000㎡ 未満で 特定一 階段等	1,000㎡ 以上	特定 一階 段等	1,000㎡ 未満で 特定一 階段等
1	イ	147	50	2	97	3	109	30	1	79			97	3	2	76		1
	ロ	3,953	3,455	55	498	24	2,366	1,965	12	401	10		498	24	55	400	10	12
2	イ	68	67	5	1		15	15	4				1		5			4
	ロ	575	286	10	289	8	348	129	2	219	4		289	8	10	219	4	2
	ハ	76	76	33			45	45	24						33			24
	ニ	260	223	25	37	3	163	135	18	28			37	3	25	28		18
3	イ	90	79	6	11	3	39	31	5	8	3		11	3	6	8	3	5
	ロ	7,013	6,939	283	74	14	2,747	2,690	148	57	7		74	14	283	57	7	148
4		10,535	8,601	156	1,934	89	5,154	3,711	79	1,443	45		1,934	89	156	1,432	45	79
5	イ	1,335	700	146	635	83	851	371	104	480	64		635	83	146	480	64	104
	ロ	73,659	52,126		21,533		44,040	27,465		16,575			21,464			16,447		
6	イ	3,607	2,803	72	804	66	1,904	1,261	62	643	53		804	66	72	636	53	62
	ロ	(1)	1,600	877	37	723	17	1,274	672	28	602	14	723	17	37	595	14	28
		(2)	6	2		4		4	1		3		4			3		
		(3)	12	6		6		8	3		5		6			5		
		(4)	12	7		5	2	9	4		5	2	5	2		5	2	
		(5)	257	197	15	60	1	193	148	10	45	1	60	1	15	44	1	10
	ハ	(1)	1,229	1,054	19	175	4	790	627	10	163	2	175	4	19	140	2	10
		(2)	22	3		19		19	2		17		19			11		
		(3)	1,638	1,223	8	415	5	1,352	1,012	6	340	3	415	5	8	316	3	6
		(4)	141	137	1	4		60	54		6		4		1	3		
		(5)	725	665	38	60	3	460	406	27	54	1	60	3	38	38	1	27
	ニ	811	483	11	328	16	637	370	14	267	13		328	16	11	262	13	14
7		7,507	2,962		4,545		6,088	2,170		3,918			4,426			3,742		
8		316	179		137		243	123		120			132			110		
9	イ	43	20	11	23		28	10	8	18			23		11	18		8
	ロ	131	116		15		68	57		11			15			11		
10		262	137		125		232	111		121			125			119		
11		3,320	3,013		307		1,402	1,185		217			304			214		
12	イ	37,550	26,889		10,661		15,852	8,959		6,893			10,423			6,524		
	ロ	42	20		22		12	5		7			20			7		
13	イ	2,834	1,888		946		1,954	1,238		716			945			701		
	ロ	32	5		27		8	1		7			27			2		
14		21,616	17,224		4,392		10,148	7,195		2,953			4,344			2,874		
15		22,823	16,873		5,950		13,869	9,275		4,594			5,885			4,495		
16	イ	20,346	15,429	383	4,917	140	9,653	5,995	280	3,658	103		4,917	140	383	3,646	103	280
	ロ	9,600	7,194		2,406		4,421	2,543		1,878			2,396			1,859		
16の2		17	5		12		17	5		12			12			12		
16の3		1			1		1			1			1			1		
17		223	210		13		167	155		12			13			11		
18		22	14		8		8	3		5			8			5		
19																		
20																		
特定防火 対象物計		54,519	43,387	1,316	11,132	481	28,246	19,692	842	8,554	325		11,132	481	1,316	8,435	325	842
非特定防火 対象物計		179,937	128,850		51,087		98,512	60,485		38,027			50,527			37,121		
合計		234,456	172,237	1,316	62,219	481	126,758	80,177	842	46,581	325		61,659	481	1,316	45,556	325	842

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		防災防 火対象 物 数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
			防災対象物品を使用		防災対象 物品 未使用	防災対象 物品使用 有無不明	防災対象物品を使用		防災対象 物品 未使用	防災対象 物品使用 有無不明	防災対象物品を使用		防災対象 物品 未使用	防災対象 物品使用 有無不明	
			防災物品	全部又は 一部非 防災物品			防災物品	全部又は 一部非 防災物品			防災物品	全部又は 一部非 防災物品			
1	イ	151	111		39	1	87	4	56	4	22	1	119	9	
	ロ	3,639	2,271	188	877	303	1,195	170	1,892	382	132	24	3,092	391	
2	イ	86	45	13	20	8	34	11	33	8	12		66	8	
	ロ	615	259	40	279	37	195	26	344	50	21	2	549	43	
	ハ	64	42	1	18	3	36	2	23	3	1		61	2	
	ニ	261	102	13	127	19	67	9	165	20	6	1	230	24	
3	イ	101	53	6	35	7	43	6	45	7	2		96	3	
	ロ	6,052	2,471	382	2,509	690	1,056	243	3,987	766	175	36	5,119	722	
4		10,734	3,589	337	5,584	1,224	1,666	343	7,411	1,314	358	61	8,977	1,338	
5	イ	1,359	1,046	128	122	63	892	112	274	81	51	47	1,148	113	
6	ロ	イ	3,927	2,565	184	874	304	1,294	101	2,139	393	154	20	3,386	367
		(1)	1,605	1,262	69	132	142	691	37	705	172	116	2	1,286	201
		(2)	7	6		1		3		1	3			4	3
		(3)	10	8		2		7		2	1			9	1
		(4)	15	11	1	3		6	1	7	1	2		12	1
		(5)	242	181	16	25	20	100	15	98	29	21	1	185	35
	ハ	(1)	1,242	841	89	174	138	453	47	564	178	74	9	934	225
		(2)	4	4				3		1		1		3	
		(3)	1,655	1,190	113	220	132	663	92	712	188	104	39	1,337	175
		(4)	144	80	5	35	24	47	7	60	30	8		109	27
		(5)	790	498	50	159	83	267	36	384	103	48	5	653	84
	ニ	796	600	34	111	51	386	16	333	61	50	14	629	103	
9	イ	41	28	2	7	4	21	1	15	4			36	5	
12	ロ	28	15		12	1	12		14	2	7		20	1	
16	イ	23,054	8,242	1,036	11,485	2,291	5,291	862	14,537	2,364	843	58	20,067	2,086	
	ロ	369	36	15	193	125	22	11	211	125	7	1	271	90	
16の2		9	8		1		7		2				9		
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		2,254	891	131	605	627	803	149	720	582	125	7	1,703	419	
合計		59,358	26,455	2,854	23,751	6,298	15,347	2,301	34,736	6,871	2,340	328	50,111	6,476	

第8－10表 建築同意事務処理状況

平成27年4月1日～平成28年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,894	2,308	15,202					15,202
増築	1,039	488	1,527					1,527
改築	10	9	19					19
移転	4	1	5					5
修繕	3	1	4					4
模様替		4	4					4
用途変更	50	124	174					174
その他	280	26	306					306
合計	14,280	2,961	17,241					17,241

第8－11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

28.3.31現在

防火 対象物 の区分		該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
		第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
														複数 権原
1	イ	80		1		29	1	32		35	1	19		
	ロ	1,100	34	18		613	10	223	4	656	10	60	4	
2	イ			5	3		1				2			
	ロ	288	6	6		184	2	26		193	2	8		
	ハ			26	7		16				24			
	ニ	32		29	2	22	14			22	17			
3	イ	2		5				1	2			1	2	
	ロ	42	10	262	20	17	105		3	29	112		3	
4		912	65	166	6	561	60	140	4	649	63	79	1	
5	イ	120	12	182	1	70	68	22	25	78	69	25	19	
6	イ	178	7	77	3	92	31	44	20	107	35	29	14	
	ロ	(1)	19		45	2	8	35	2	2	11	35		2
		(2)			2									
		(3)												
		(4)	1		1			1				1		
		(5)	1		4			2	1	1		2	1	
	ハ	(1)	33		13		17	8	7		18	8		
		(2)												
		(3)	30	1	11		16	8	6	2	16	8	2	1
		(4)												
		(5)	10		18		5	10	3	3	5	12		3
	ニ	117		16		60	12	28	2	62	12	15	1	
9	イ	18	2			11				11				
16	イ	1,546	760	474	270	768	194	208	21	5,275	729	1,031	22	
16の2		4	4					4				380		
合 計		4,533	901	1,361	314	2,473	578	747	89	7,167	1,142	1,650	72	

第8-12表 平成27年度消防設備士試験実施状況

平成28年3月31日

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	最 終 合格率
				(ウ)	(ウ)/(イ)	(エ)	(エ)/(ウ)	(オ)	(オ)/(イ)
甲 種	特類	54	48	7	14.6	－	－	7	14.6
	第1類	660	477	237	49.7	115	48.5	115	24.1
	第2類	153	129	82	63.6	32	39.0	32	24.8
	第3類	160	128	87	68.0	37	42.5	37	28.9
	第4類	993	798	437	54.8	188	43.0	188	23.6
	第5類	155	129	89	69.0	45	50.6	45	34.9
	小計	2,175	1,709	939	54.9	417	44.4	424	24.8
乙 類	第1類	122	97	60	61.9	34	56.7	34	35.1
	第2類	21	20	9	45.0	5	55.6	5	25.0
	第3類	50	43	28	65.1	13	46.4	13	30.2
	第4類	541	435	246	56.6	95	38.6	95	21.8
	第5類	58	48	38	79.2	26	68.4	26	54.2
	第6類	1,060	877	538	61.3	373	69.3	373	42.5
	第7類	226	199	135	67.8	41	※ 78.8	124	62.3
	小計	2,078	1,719	1,054	61.3	587	55.7	670	39.0
合 計		4,253	3,428	1,993	58.1	1,004	50.4	1,094	31.9

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成27年度)

年度	種別	区分	合計	甲 種						
				小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 22	申 請 者 数		150,817	78,805	398	26,041	5,443	5,556	37,738	3,629
	受 験 者 数		131,477	67,727	356	21,947	4,715	4,718	32,777	3,214
	合 格 者 数		52,524	24,785	56	6,773	2,183	1,782	12,715	1,276
	合 格 率		39.9	36.6	15.7	30.9	46.3	37.8	38.8	39.7
	免状交付数		52,196	24,651	50	6,745	2,175	1,777	12,640	1,264
23	申 請 者 数		4,657	2,260	82	617	175	165	1,031	190
	受 験 者 数		3,790	1,771	71	454	148	135	820	143
	合 格 者 数		1,241	485	16	91	36	46	238	58
	合 格 率		32.7	27.4	22.5	20.0	24.3	34.1	29.0	40.6
	免状交付数		1,202	467	16	88	36	44	226	57
24	申 請 者 数		4,233	1,935	63	526	140	144	891	171
	受 験 者 数		3,467	1,525	55	398	124	117	689	142
	合 格 者 数		1,147	343	7	70	35	20	178	33
	合 格 率		33.1	22.5	12.7	17.6	28.2	17.1	25.8	23.2
	免状交付数		1,100	338	7	68	35	19	176	33
25	申 請 者 数		4,315	2,138	59	601	149	186	955	188
	受 験 者 数		3,496	1,677	54	455	118	146	757	147
	合 格 者 数		1,179	534	14	97	49	61	271	42
	合 格 率		33.7	31.8	25.9	21.3	41.5	41.8	35.8	28.6
	免状交付数		1,131	514	13	93	46	60	261	41
26	申 請 者 数		4,080	2,025	63	591	139	202	878	152
	受 験 者 数		3,330	1,629	59	456	116	163	720	115
	合 格 者 数		1,240	488	9	110	35	46	252	36
	合 格 率		37.2	30.0	15.3	24.1	30.2	28.2	35.0	31.3
	免状交付数		1,224	479	9	107	34	47	248	34
27	申 請 者 数		4,253	2,175	54	660	153	160	993	155
	受 験 者 数		3,428	1,709	48	477	129	128	798	129
	合 格 者 数		1,094	424	7	115	32	37	188	45
	合 格 率		31.9	24.8	14.6	24.1	24.8	28.9	23.6	34.9
	免状交付数		1,060	411	7	109	31	35	184	45
累計	申 請 者 数		172,355	89,338	719	29,036	6,199	6,413	42,486	4,485
	受 験 者 数		148,988	76,038	643	24,187	5,350	5,407	36,561	3,890
	合 格 者 数		58,425	27,059	109	7,256	2,370	1,992	13,842	1,490
	合 格 率		39.2	35.6	17.0	30.0	44.3	36.8	37.9	38.3
	免状交付数		57,913	26,860	102	7,210	2,357	1,982	13,735	1,474

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成27年度)

年度	種別	区分	乙 種							試 験 日	
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		第7類
41 5 22	申 請 者 数		72,012	6,834	1,873	2,326	11,726	1,975	30,905	16,373	
	受 験 者 数		63,750	6,092	1,683	2,094	10,059	1,772	27,517	14,533	
	合 格 者 数		27,739	1,929	577	621	3,547	803	11,335	8,927	
	合 格 率		43.5	31.7	34.3	29.7	35.3	45.3	41.2	61.4	
	免状交付数		27,545	1,921	571	617	3,487	797	11,274	8,878	
23	申 請 者 数		2,397	157	38	55	452	63	1,418	214	(財)消防試験 研究センター に委任 H23.9.4 H23.12.18
	受 験 者 数		2,019	123	33	46	368	56	1,210	183	
	合 格 者 数		756	31	8	16	137	23	413	128	
	合 格 率		37.4	25.2	24.2	34.8	37.2	41.1	34.1	69.9	
	免状交付数		735	29	8	16	137	22	399	124	
24	申 請 者 数		2,298	149	38	50	466	73	1,264	258	(財)消防試験 研究センター に委任 H24.8.26 H24.12.23
	受 験 者 数		1,942	131	32	43	377	61	1,075	223	
	合 格 者 数		804	35	16	15	151	20	416	151	
	合 格 率		41.4	26.7	50.0	34.9	40.1	32.8	38.7	67.7	
	免状交付数		762	35	16	15	140	19	397	140	
25	申 請 者 数		2,177	141	44	48	416	68	1,226	234	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H25.8.18 H25.12.22
	受 験 者 数		1,819	118	42	44	334	60	1,022	199	
	合 格 者 数		645	31	14	19	120	26	318	117	
	合 格 率		35.5	26.3	33.3	43.2	35.9	43.3	31.1	58.8	
	免状交付数		617	29	13	19	108	27	315	106	
26	申 請 者 数		2,055	124	34	47	420	59	1,171	200	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H26.8.17 H26.11.30
	受 験 者 数		1,701	106	31	41	337	53	962	171	
	合 格 者 数		752	27	13	7	158	21	418	108	
	合 格 率		44.2	25.5	41.9	17.1	46.9	39.6	43.5	63.2	
	免状交付数		745	26	14	7	157	19	411	111	
27	申 請 者 数		2,078	122	21	50	541	58	1,060	226	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H27.8.9 H27.12.13
	受 験 者 数		1,719	97	20	43	435	48	877	199	
	合 格 者 数		670	34	5	13	95	26	373	124	
	合 格 率		39.0	35.1	25.0	30.2	21.8	54.2	42.5	62.3	
	免状交付数		649	33	5	12	87	27	367	118	
累計	申 請 者 数		83,017	7,527	2,048	2,576	14,021	2,296	37,044	17,505	
	受 験 者 数		72,950	6,667	1,841	2,311	11,910	2,050	32,663	15,508	
	合 格 者 数		31,366	2,087	633	691	4,208	919	13,273	9,555	
	合 格 率		43.0	31.3	34.4	29.9	35.3	44.8	40.6	61.6	
	免状交付数		31,053	2,073	627	686	4,116	911	13,163	9,477	

第8－14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
50	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
5	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
8	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～27年度

年度	区分	講習実施区分				
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	計
9	受講申請者数		9,059	13,318	8,601	30,978
5	受講者数		8,867	13,055	8,483	30,405
17	欠席者数		192	263	118	573
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
果 計	受講申請者数	262	18,504	28,187	19,529	66,482
	受講者数	255	18,134	27,638	19,272	65,299
	欠席者数	7	370	549	257	1,183

